

議題

基準諮問会議

項目

基準諮問会議からの新規テーマ提言への対応について

I. 本資料の目的

1. 第 301 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して、2 つの新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言の内容について、本委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

II. 新規テーマの提言への対応

一括取得型による自社株式取得取引¹ (ASR (Accelerated Share Repurchase) 取引) に関する会計処理

2. 当該スキームの概要については審議事項(7)の参考資料 1 に記載されている。基準諮問会議からの提言は、以下のとおりである。

(提言の経緯)

1. 平成 26 年 3 月 18 日に開催された第 20 回基準諮問会議において、ASR 取引の会計処理について、新規テーマ提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議は、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
2. 平成 26 年 7 月 10 日に開催された第 21 回基準諮問会議において、参考資料 2 のとおり、実務対応専門委員会の評価が報告された。その結果は、現時点では我が国において取引が実行された事例はない取引であり、米国において行われている事例などを前提に検討せざるを得ないが、関連法規制との関係等が我が国の例にあてはまるかどうか不明であり、「ASBJ の新規テーマとすることは困難であると考えられ、当面、当該取引の進展の状況を見守るべきと考えられる。」とのものであった。
3. 同日の基準諮問会議では、上記の実務対応専門委員会の、ASBJ の新規テーマとすることは困難であるという評価結果を踏まえて審議を行ったところ、多くの委員からニーズの高い重要な取引と考えられるため、何らかの方策を検討すべきとの意見が聞かれ、結論に至らなかった。
4. 平成 26 年 11 月 19 日に開催された第 22 回基準諮問会議において、参考資料 1 のとおり、仮に ASBJ で審議を行うこととなった場合、日本証券業協会にご対応頂けることとなった旨、その場合には、ASBJ の審議の過程で証券業協会からの参考

¹ 第 301 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会への「基準諮問会議 新規テーマに関する提言」では、ASR (Accelerated Share Repurchase) 取引を「加速型自社株買い」と称していたが、今後の検討において当面は「一括取得型による自社株式取得取引」と称することとした。

人にご参加頂き、米国におけるスキームの説明、我が国で想定されるスキームの説明、それらの関係法制等の制約とその取扱いをご説明頂くことが想定される旨が、基準諮問会議の事務局より説明がなされた。

5. その状況を踏まえ、基準諮問会議の事務局より、負債と資本の区分という困難な領域に属するという検討上の困難さは残るものの、日本証券業協会にご対応頂くことで取引実績がないことによる困難さは一定程度対応されることとなるため、本件に関する会計基準を開発するニーズが強いことを踏まえ、新規テーマの提言を行ってはどうかとの提案がなされ、了承された。

3. 本件に関して基準諮問会議の提言を尊重し、新規テーマとしてはどうか。また、詳細に検討する専門委員会は、実務対応専門委員会で対応することとしてはどうか。

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

4. 当該スキームの概要については審議事項(7)の参考資料 2 に記載されている。基準諮問会議からの提言は、以下のとおりである。

権利確定条件付き有償新株予約権については、第1項(1)に記載のとおり、すでに導入企業が相当程度あり、今後も増加する可能性があるため、広範な影響があると考えられる。また、第1項(3)に記載のとおり、現在は発行時における払込金額を新株予約権として計上しているのみの会社が多いため、実務上のばらつきは少ないものの、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）と企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）のいずれの適用対象となるのかについて、記載からは必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。

第1項(5)に記載のとおり、ストック・オプション会計基準の適用上の複雑さがあり、また、会社法との関係も整理する必要がある可能性があるため、基準開発は容易ではない可能性があるものの、取扱いを明確にすべきというニーズは高いと考えられる点を踏まえると、当該取引について、ASBJにおいて検討することが適切であると考えられる。

5. 本件に関して基準諮問会議の提言を尊重し、新規テーマとしてはどうか。また、詳細に検討する専門委員会は、実務対応専門委員会で対応することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の対応案に同意するか。

以上